

犯罪収益移転防止法に関する留意事項について 新旧対照表

改正前	改正後
犯罪収益移転防止法に関する留意事項について	犯罪収益移転防止法に関する留意事項について
<p>本文書は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「法」という。)第2条第2項第1号から第35号までに掲げる特定事業者のうち金融庁所管事業者(以下「金融機関等」という。)が法第4条に規定する確認義務、法第8条に規定する疑わしい取引の届出義務等を履行するに当たり、留意すべき事項を示したものである。</p> <p>なお、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>本文書は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「法」という。)第2条第2項第1号から第36号までに掲げる特定事業者のうち金融庁所管事業者(以下「金融機関等」という。)が法第4条に規定する確認義務、法第8条に規定する疑わしい取引の届出義務等を履行するに当たり、留意すべき事項を示したものである。</p> <p>なお、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。</p> <p>(以下略)</p>